



総合防除により サツマイモ基腐病への 効果的な対策を！

サツマイモ基腐病とは、糸状菌（カビ）による病害で、全国各地で発生が広がっています。感染すると、地上部の枯死や塊根（いも）の腐敗などを引き起こし、周囲の株や隣接する畑まで次々と発生が拡大します。その結果、収穫量の大幅な減少など深刻な事態につながる、大変危険な病害です。



こんな症状が
見られたら
要注意！

この病害を防ぐ一番の手立てである総合的な**防除対策**をご案内します。

（中面参照）

サツマイモ基腐病の総合防除

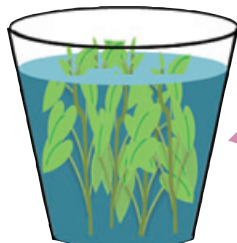
「総合防除」とは、効果的な防除方法を組み合わせた防除技術です。
「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の3つの方法を組み合わせて、
病害対策を徹底しましょう。

その① 持ち 込まない

基腐病の防除対策の基本は、ほ場に病原菌を「持ち込まない」ことです。
以下の取組を徹底しましょう。

- 健全な種いも及び苗の使用を徹底しましょう。 ●発生ほ場から種いもを採取しないこと。
- 採苗を実施するときは、苗を地際から5cm以上離れた部分で切り取り、採苗後速やかに苗消毒を実施しましょう（下図を参照）。
- 発生ほ場で用いた農業用資材や農機具を使うときは、土を完全に落とすなど洗浄を徹底しましょう。

苗浸漬

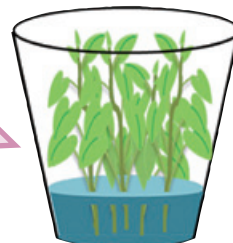


苗全体を
消毒液に浸漬

苗全体に薬液が
浸かるように

ベンレート水和剤
ベンレートT水和剤20

苗基部浸漬



苗基部の切り口
を消毒液に浸漬

苗基部の切り口が
浸かるように

トリフミン水和剤

その② 増や さない

ほ場で病原菌を「増やさない」ために
以下の取組を行いましょ。

- 植付前に、ほ場の排水対策（写真）を徹底しましょう。
- 発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしないこと。
（関係機関の指導の下で栽培管理する場合を除く）
- ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発病株を
抜き取り、その周辺の株に薬剤散布を実施しましょう。



枕畝途中に設置した排水路

その③ 残さ ない

ほ場に病原菌が残ったままだと、次作への伝染源になるので、
以下の「残さない」対策を行いましょ。

- 作物残さ等が伝染源となるため、収穫後は速やかに取り除くこと。
同時に、耕起等により、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図りましょ。
- 発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認しましょ。
- 本病害を確認した場合には、関係機関に連絡し、関係機関の指導の下、
発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出しましょ。

使用可能な薬剤

(令和7年9月1日現在)

健全苗の確保のために使用する種いもや苗消毒の薬剤と
生育期間中に使用できる薬剤を紹介します※。

表1:種いもと苗消毒の薬剤

	薬剤名	使用時期	希釈倍数	使用方法	作用機構分類
種いも消毒	トップジンM水和剤	貯蔵前～ 伏せ込み前	200～ 500倍	30分間採苗用 種いも浸漬	I
	ベンレート水和剤	植付前	500～ 1000倍	30分間苗浸漬	I
苗消毒	ベンレートT水和剤20	植付前	200倍	30分間苗浸漬	M03、I
	トリフミン水和剤	植付前	500倍	17時間 苗基部浸漬	3

表2:使用可能な薬剤の一例（生育期間中）

薬剤名	使用時期	希釈倍数	使用方法	作用機構分類
フロンサイドSC	収穫30日前まで	1000倍	散布	29
アミスター20フロアブル	収穫14日前まで	2000倍	散布	11
		12～32倍	無人航空機による散布	
トリフミン水和剤	収穫前日まで	2000～3000倍	散布	3
		16倍	無人航空機による散布	
ジーファイン水和剤	収穫前日まで	1000倍	散布	NC、MOI
Zボルドー	-	500倍	散布	MOI
クプロシールド	発病前～ 発病初期	1000倍	散布	MOI
		32倍	無人航空機による散布	
		16倍		
ICボルドー66D	発病前～ 発病初期	50倍	散布	MOI
		6倍	無人航空機による散布	
		4倍		
		2倍		

※生育期間中に使用できる薬剤は、積極的に使用する必要はありません。
発生した場合や持ち込み等が懸念される場合に、薬剤散布を行いましょう。

なお、使用する前にラベルを見て、対象作物、希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数等を
確認し、誤った使用を行わないよう、十分にご注意ください。

茨城県総合防除計画

サツマイモ基腐病を防ぐために皆様に守っていただくルールがあります。

茨城県では、「茨城県総合防除計画」を策定しております。これは病害虫の発生に迅速に対応するとともに、薬剤に頼りすぎない、環境に配慮した適切な病害虫防除を推進する計画です。

近年、全国的に発生しているサツマイモ基腐病については、サツマイモの大産地である本県において、特に発生を警戒すべき病害であることから、すべての方（家庭菜園を含む）に守っていただくルール（遵守事項）を定めています。

サツマイモ基腐病の まん延防止に関する 遵守事項



- 県が実施するまん延防止のための調査に協力する。
- 本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出す。
- 本病の発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。（関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く）。
- 本病の発生ほ場から種いもを採取しない。
- 本病の発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する。



※茨城県総合防除計画および遵守事項は、令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法に基づくものです。
<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsu/isan/nougi/seisankankyo/bouzyokeikaku.html>

サツマイモ基腐病と疑われる症状を発見した際は、ご連絡ください。

関係機関	電話番号	管轄地域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町

茨城県農業総合センター病害虫防除部 (0299-45-8200)

茨城県 農林水産部 農業技術課 (029-301-3894)

参考文献：生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（O1020C）および戦略的スマート農業技術等の開発・改良（SA2-102N）
令和4年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」

写真提供（表紙、中面左）：農研機構